

分収造林の現状と今後の 拡大について

野辺地営林署 ○七戸森林官 佐々木 繁

流域調整官 落瀬 勝重

次 長 一戸 剛

1 はじめに

近年、緑資源の確保に対する国民の要請が高まってきていることから、森林づくりを、国有林野の所在する地域住民のみにゆだねることなく、都市住民もこれに参画し、国民が一体となって推進することが重要な課題となっている。

一方、地元農山村の地域住民の多くは、森林を生活基盤としてきたが、木材価格の低迷、林業労働者の減少及び高齢化などにより、森林造成の意欲が年々希薄になっているのが実態である。

このように、森林・林業を取り巻く環境が厳しい中で、分収造林契約者の掘り起こしは非常に難しいものがあるが、国有林野の所在する地域住民の資産の造成、雇用の確保及び林業技術の普及等はもちろん、緑資源の拡大・充実を図るため分収造林の推進は重要であると考えます。

過去に設定した、分収造林の実態を踏まえ、今年度に設定した分収造林の事例を紹介し、分収造林拡大の一助となることを願い報告する。

2 分収造林の実態

昭和59年に「部分林」は「分収造林」と名称が変更され、時代が移り変わる中で、当署としても、国有林と地元住民等が共同して林業構造改善分収造林、山村振興分収造林及び一般分収造林等を設定し地域振興等に寄与してきたほか、更には、各種記念分収造林及び学校分収造林等を設定し緑化思想、愛林思想の普及に努めてきたところである。

下表-1は、当署における分収造林の年度別、種類別の件数及び面積である。

下表-2, 3は、分収造林の種類別件数及び面積比較表である。

表-1 年度別種類別分収造林一覧表

種類	H4年度系		H5年度		H6年度		H7年度		H8年度		H9年度		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
公募	3	16											3	16
学校	15	28											15	28
記念	18	110			3	16	1	5					22	131
林構	63	741											63	741
青年	1	11											1	11
振興	4	22											4	22
一般	70	565	2	10					1	3	3	19	76	597
計	174	1,493	2	10	3	16	1	5	1	3	3	19	184	1,546

注：平成10年1月末現在の数値である。

表-2 種類別件数比較表

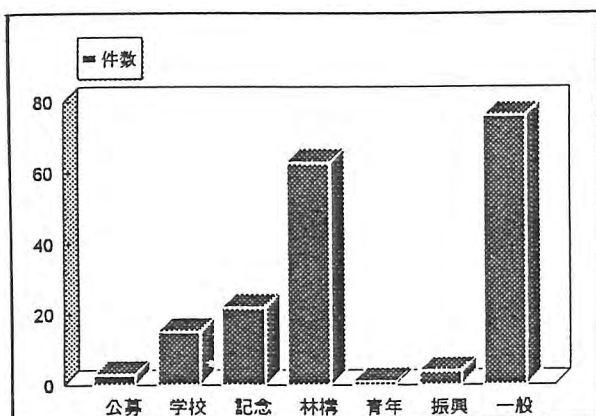
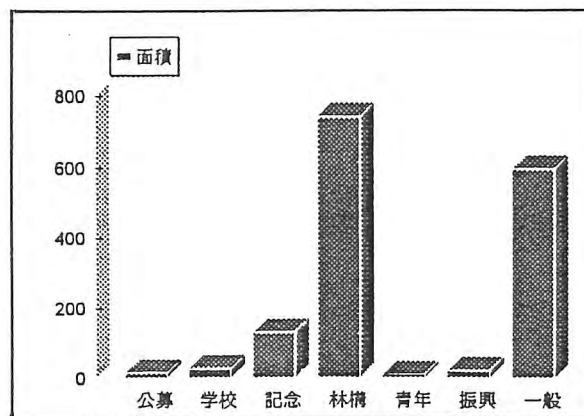


表-3 種類別面積比較表



当署における、平成10年1月末現在における分収造林の総件数及び面積はそれぞれ、184件、1,546haとなっている。

また、分収造林を種類別で見ると次のとおりである。

① 林業構造改善分収造林

林業構造改善事業として、小規模林業経営者の経営規模の拡大のため設定した林業構造改善分収造林は、件数で34%、面積で47%となっている。

② 一般分収造林

主として、地元住民を対象とした分収造林及び公募による一般分収造林は、件数で41%、面積で39%となっている。

③) 各種記念分収造林

国家的事業を記念して、その都度、別途の通達によって設定する記念分収造林は、件数で12%、面積で2%となっている。

④) 学校分収造林

緑化思想、愛林思想などの普及のため設定した学校分収造林は、件数で8%、面積で2%となっている。

⑤) 林業振興分収造林

林業振興地域育成対策事業(昭和55年4月7日55林野計第140)に基づいて設定された、地方公共団体及び森林組合の基本財産の確立と経済的地位の向上及び森林生産力の増進を図るための林業振興分収造林は、件数で2%、面積で1%となっている。

なお、一般分収造林と林業構造改善分収造林とを合計すると件数で75%、面積で86%となっている。

分収造林に対する地域住民の理解と協力はもちろんのことではあるが、分収造林の拡大に積極的に取り組んできた先輩達の努力の成果でもあると考えている。

3 平成9年度の分収造林拡大への取組

平成9年度 青森営林局業務方針の中にも、分収造林制度の趣旨を踏まえ

- ① 契約希望者等のニーズを踏まえた対象地及び植栽樹種の選定に努める。
- ② 地域の特色に対応した分収造林の普及宣伝活動の展開を図る。
- ③ 地方公共団体と連携し、住民・学校等に対する普及宣伝活動の展開を図る。
- ④ 法人の森林制度を積極的に推進する。
- ⑤ 契約希望者等に対して造林事業の斡旋や受託の推進に努める。

等により、分収造林を積極的に推進するよう指導されているところである。

1) 分収造林拡大への取組

当署にあっても、分収造林の推進を図るため、公募を行ったが、当該箇所は都市から離れていることもあってか応募者がなかったことから、一般分収造林に的を絞って、地方公共団体や林業事業体等に対し、各種会議、通常業務等を通じて次のような取組み、PRを行った。

- ① 契約希望者等に対し現地の詳細な情報及び造林補助金等の情報提供した
こと。
- ② 可能な限り契約希望者等の希望する樹種が植栽できるよう努めるとともに、植栽樹種等を考慮した存続期間（契約期間）等の指導を行ったこと。
- ③ 契約者自らの林業技術でニーズにあった森林造成ができること。
- ④ 現地案内を希望する者については積極的に現地案内を実施したこと。
- ⑤ 林業事業体等に対しては、事業量が減少傾向の中で、従業員の雇用確保も図られること。
- ⑥ 基本財産の確立と次の世代に対し貴重な森林を引き継ぐため、地方公共団体等に対しては、分収造林を積極的推進していくことが重要であること等の取組み、PRを行った。

なお、造林補助金等の情報提供及び契約希望者等の希望する植栽樹種の確保等については、地元森林組合と積極的に情報交換を行い、その取組みに努めたところである。

その結果、

「六ヶ所村長」と3.47ha、「株式会社姥沢林業」と10.44ha、

「株式会社 坪造林」と5.20ha、

合計で19.11haの分収造林の契約を締結することができた。

平成9年度、当署の新植総面積は35.77haであることから、その53%は分収造林によって更新されたことになる。

国民の参加による、効率的な予算の執行のもとで、約19haに及ぶ大面積の森林が造成されるとともに、当署における、平成8年度の更新期間は3.6年であったが、平成9年度は0.7年と更新期間が大幅に短縮され未了更新面積の解消が図られた。

2) 契約者別、樹種別面積及び存続期間等

分収造林契約者の樹種別面積の内訳は下表のとおりである。

契約者別・樹種別面積

単位：h a

契約者	スギ	ヒバ	クリ	計
六ヶ所村長	3.47			3.47
株式会社 坪造林	5.20			5.20
株式会社 蛭沢林業	5.48	3.28	1.68	10.44
計	14.15	3.28	1.68	19.11

六ヶ所村長と株式会社 坪造林は全量スギを植栽し、株式会社 蛭沢林業は契約面積の内、スギを53%、クリ16%、ヒバ31%植栽した。

また、分収造林の存続期間は、スギが50年、ヒバとクリが60年で植栽本数は契約者の希望等も考慮し、それぞれ3,000本とした。

クリとヒバの存続期間を60年としたのは、ヒバの収穫予想表を参考にし、60年で直径が17~18cmの土台角のが採材が可能との判断によるものである。

分収造林箇所の現況写真については、次のとおりである。

スギの全景



スギの近景



クリの全景



クリの近景



ヒバの全景



ヒバの近景



4 考 察

分収造林契約者の掘り起こしについては、大変難しいものがありますが、地域住民等の資産の造成、緑資源の拡大・充実を図るため、地域住民及び森林組合の理解と協力を得ながら積極的にPRし分収造林の拡大に努めていくことが必要であると考えます。

平成10年度も2名の方が既に契約希望をしていることから、可能な限り契約希望者の要望に沿うよう配慮し、その推進に努めて参りたいと考えておりますので、今後ともご指導をお願いします。